

No.46

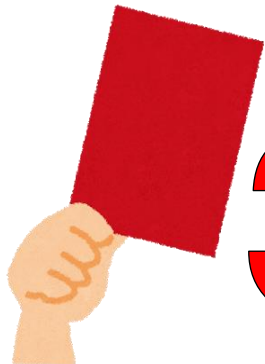
2018

10/3



# はちおうじ

JR東労組  
八王子地本  
八王子地本  
ホームページ  
「東労組八王子」で検索



## 労働時間管理は会社が責任を持って行なうことだ!

# 34条違反発生!!

10月1日、台風による輸送混乱が発生している最中、台風対応と決算業務を行っていた社員に休憩を与えなかったという労基法34条違反が発生しました。そもそも労働時間管理とは会社が責任をもって行うものです。

(休憩)

第三四条 使用者は、労働時間が六時間を超える場合においては少なくとも四十五分、八時間を超える場合においては少なくとも一時間の休憩時間を労働時間の途中に与えなければならない。

2 前項の休憩時間は、一斉に与えなければならない。ただし、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定があるときは、この限りでない。

3 使用者は、第一項の休憩時間を自由に利用させなければならない。

**達見** ~Takken~ **34号**  
2018年10月3日  
JR東労組立川支部  
発責 経江  
編集 橋 倉 部

立川支部管内職場で、  
**労働基準法34条違反発生!!**

先日、立川支部管内のある職場で、休憩時間が台風の影響で超勤となり、拘束時間内の他の時間に休憩をずらすこともせずに業務に就かせていた事象が発生しました。

私たちの休憩時間は会社が付与しなくてはなりません。自然災害等で33発動(労基法33条)をしたとしても、休憩時間は付与しなくてはならず、付与しなかった場合は、仮に労働者本人が「休憩時間は要りません」と言っても、休憩時間を付与しないと法を犯していることとなります。

世の中には労働者が自らの権利を放棄したり、会社の違法行為を指摘しないために、その会社・職場で行われていることがさも当然になってしまっていたりします。自らの所属する会社に違法行為をさせず、自らの権利を守っていくためにも、東労組に結集して声を上げていこう!!

(参考) 労働基準法第33条

(災害等による臨時の必要がある場合の時間外労働等)

災害その他避けることのできない事由によつて、臨時の必要がある場合においては、使用者は、行政官庁の許可を受けて、その必要の限度において第三十二条から前条まで若しくは第四十条の労働時間を延長し、又は第三十五条の休日に労働させることができる。ただし、事態急迫のために行政官庁の許可を受ける暇がない場合においては、事後に遅滞なく届け出なければならない。

労働基準法第34条(休憩)

1 使用者は、労働時間が六時間を超える場合においては少なくとも四十五分、八時間を超える場合においては少なくとも一時間の休憩時間を労働時間の途中に与えなければならない。

2 前項の休憩時間は、一斉に与えなければならない。ただし、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定があるときは、この限りでない。

3 使用者は、第一項の休憩時間を自由に利用させなければならない。

付与しなくてはならない休憩時間

労働時間	最低限の休憩時間
6時間を超える場合	最低45分
8時間を超える場合	最低60分

※休憩時間は労働者の自由な時間にさせなければならない



## 過重労働防止!

## 会社の違法行為を許さないためにも、東労組に結集して声を上げていこう!!

# 労働組合として会社のチェック機能を発揮し 安全・健康・ゆとり・働きがいある職場を創造しよう!